

全ト協発第218号(環)
平成25年8月13日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三



平成25年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 の実施について(通知)

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、標記運動の実施について、国土交通省自動車局長より別紙の通り通知がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解の上、下記により傘下会員事業者にも周知徹底をお願いするとともに、本運動の推進にご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

(1) 別添1は、国土交通省から全ト協宛の協力要請通知です。

(2) 別添2は、国土交通省からの要請を受けて、トラック運送業界独自の取り組みをまとめた「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領です。各協会におかれましては、別添2の実施要領に基づき、積極的な運動を実施するようお願い致します。

本運動の一環として、自動車関係14団体で構成する「大型車の脱輪事故防止対策に係る啓発活動連絡会」の活動が含まれており、この部分については全ト協も従来通りの運動に参加することになりますのでご承知おき願います。

2. 実施結果の報告

各協会の実施結果については、別添2-2の報告書様式により、11月8日(金)までに全ト協交通・環境部宛ご提出いただきますようお願い致します。

3. 「平成25年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力要請について(別添3参照)

本件は、国土交通省自動車局整備課点検整備推進対策官より全ト協交通・環境部長に対し、「平成25年度自動車点検整備推進運動における大型自動車の重点点検の実施について」の協力を要請して来たものです。

例年、「自動車点検整備推進運動」の一環として、国交省自動車局整備課において大型自動車の重点点検の実施要領(実施期間は平成25年9月1日から3ヶ月間)を定め



ているものであり、全ト協（各地方協会を含む）会員であつて、事業用自動車を50両以上保有する事業者が重点点検実施の対象になっています。

実施要領に添付の大型車の重点点検の実施要領に基づいて実施し、「重点点検報告様式」により、管轄運輸局又は運輸支局に報告するようお願いいたします。

4. 平成25年度自動車点検整備推進運動の取組みに係る事前周知について（別添4参照）

自動車点検整備推進運動の中で、国土交通省の取組みとして、「前検査でユーザー車検を受検する場合には、定期点検記録を持参・提示し、直近の3ヶ月点検の実施状況について確認を受けることが必要になる」ことから、前項とあわせて、傘下会員事業者に周知をお願いいたします。

以上

（本件に関するお問い合わせ先）

（公社）全日本トラック協会 交通・環境部 （担当：齋藤(晃)、吉田）

電話：03-5323-7243 FAX：03-5323-7230

E-mail：yoshida@jta.or.jp